

## 大阪大学サイバーメディアセンターハラスメント防止・対策委員会内規

第1条 大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(以下「規程」という。)第9条第1項の規定に基づき、サイバーメディアセンター(以下「センター」という。)にハラスメント防止・対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ハラスメントの防止等のための啓発活動の企画・実施に関する事項
- (2) センター教職員及び学生に対するハラスメントの研修に関する事項
- (3) ハラスメントの再発防止策の検討に関する事項
- (4) その他センター長が必要と認めた事項

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの教授
- (3) 情報推進部情報企画課長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第5条 規程第7条第1項の規定に基づき、部局相談窓口として、部局相談員を置くことができる。

2 部局相談員は、委員会の推薦に基づき、センター長が指名した者をもって充てる。

3 部局相談員は、大阪大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)と連携して相談等に当たるとともに、当事者に対する助言等により当該問題を解決するように努めなければならない。

4 部局相談員は、相談の概要を委員会に報告するものとする。

第6条 委員会及び部局相談員は、ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

第7条 センターは、ハラスメントの事実があると見込まれる場合並びにハラスメントに対する措置及び事案調査等を行う必要が生じた場合は、相談室に報告し、及び協議するとともに、必要に応じて以後の対応を依頼するものとする。

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経てセンター長が別に定める。

第9条 委員会に関する事務は、情報推進部情報企画課総務係で行う。

附 則

この内規は、平成12年4月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年2月23日から施行する。